

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	被災者の生活再建を支える制度の現況 －地震保険、水災補償、被災者生活再建支援制度－
著者 / 所属	村田 和彦 / 財政金融委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	471号
刊行日	2024-12-10
頁	128-142
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20241210.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

被災者の生活再建を支える制度の現況

— 地震保険、水災補償、被災者生活再建支援制度 —

村田 和彦

(財政金融委員会調査室)

1. はじめに
2. 地震保険
3. 火災保険における水災補償
4. 被災者生活再建支援制度
5. 主な課題
6. おわりに

1. はじめに¹

我が国の国土は、地震、豪雨、火山噴火などの自然災害が発生しやすい条件下にある。これらの自然災害は、多くの人命を奪うとともに、人々の財産に甚大な被害を及ぼしてきた。令和6年も能登半島地震、日向灘を震源とする地震に加えて、能登地方が再び被災した9月20日からの大雨を始めとした風水害により人的・住家被害が生じた。

一たび被災すると被災者の生活は激変し、食品その他の生活に不可欠な物資の欠乏、住居の喪失、傷病等によりこれまでの生活の維持が困難となる事態が生じる。発災直後は、現所在地の都道府県知事（又は市町村長）から食料、避難所等の提供を始めとした応急救助が実施される。災害が落ち着き、復旧・復興段階に移ると、被災者が一日も早く日常生活に戻れるよう、恒久的な住居を迅速に確保することが重要となる。その一方で、住宅購入に際し住宅ローンの設定が一般的であるが、災害により住宅を喪失すればローンを返済しつつ生活再建を図らなければならない、人々の抱える災害リスクは重い。

被災者生活再建支援金などの公的支援に加えて、損害保険から支払われる保険金は、生活再建のための資金として重要な役割を果たしている。以下、地震保険、火災保険の水災補償及び被災者生活再建支援制度の現況を見ていきたい。

¹ 本稿は、令和6年11月26日現在の情報を基にしている。ウェブサイト最終確認も同日である。

2. 地震保険

(1) 地震保険制度の概要

日常生活には、大けがや重病、交通事故、火災、台風、地震、盗難など多くの危険が潜んでいる。誰しも、事故や災害を回避しながら日常生活を送っているが、いくら注意を払っても事故や災害に遭遇する可能性はある。損害保険は、普段から多くの人々が少しずつ資金を出し合って、その中の誰かが事故や災害で損害を被ったときに、出し合った資金で補償する「相互扶助」の精神から生まれた助け合いの制度であるとされる。

損害保険の中で、住宅を対象とするものに、火災保険や地震保険がある。火災保険は、火災を始め、落雷、破裂・爆発、風災、雪災・ひょう災、水漏れ、水災、盗難などにより、建物や家財に損害が生じた場合に保険金が支払われる。地震、噴火又はこれらによる津波（以下「地震等」という。）を原因とする損害は保険金を支払わないとする地震免責条項が約款に設けられている。ただし、火災保険に地震等を原因とする火災について保険金額の一定割合が支払われる地震火災費用保険金がある²。これは損害を補償するものではなく見舞金として位置付けられているとされる³。

生命保険にも、地震等による災害関係保険金・給付金を削減したり支払わない場合がある旨の免責条項が約款にあるが、これを適用せず、災害関係保険金・給付金が全額支払われてきており、能登半島地震でも同様に対応されている⁴。生命保険の場合は、被害原因の中で地震が相対的にウェイトの小さなリスクのため可能だともされる⁵。

地震は、その頻度、損害度等が統計的に把握し難く、しかも損害の規模が時に異常巨大なものとなる可能性を持っているため、火災保険において免責とされ、また、保険制度が求められていたにもかかわらず、実現が困難とされていた。

しかし、昭和19年2月、戦時下において民心の安定及び治安維持を目的とする戦時特殊損害保険法（昭和19年法律第18号）が成立し、同年4月から同法に基づく地震保険が実施された⁶。戦後、戦争死亡傷害保険法及戦時特殊損害保険法廃止等ニ関スル法律（昭和20年法律第63号）の公布・施行（昭和20年12月29日）をもって地震保険は廃止された。その間の収入保険料は8,750万円であったが、東南海地震（昭和19年）、三河地震（昭和20年）による甚大な被害が相次ぎ、保険金の支払いは2億3,900万円に上ったとされる⁷。地震保険

² 例えば、建物が半焼以上（20%以上の損害）、家財を収容する建物が半焼以上（20%以上の損害）、家財が全焼（80%以上の損害）した場合に保険金額の5%（1事故1敷地内について300万円限度）が支払われる。

³ 消防庁「防災・危機管理eカレッジ」(<https://www.fdma.go.jp/relocation/e-college/cat65/cat63/cat41/3-5.html>)、各損害保険会社ウェブサイト参照。

⁴ 一般社団法人生命保険協会「令和6年能登半島地震による免責条項等の不適用について」（令6.1.4）。なお、平成7年兵庫県南部地震、平成23年東北地方太平洋沖地震などでも同様の取扱いがなされている。

⁵ 栗山泰史・五十嵐朗『地震保険の理論と実務』（保険毎日新聞社、平成30年）25頁

⁶ 戦争による火災等の被害を補償する戦争保険とともに創設されたものであり、戦時中に発生した地震、津波、噴火等による火災、損壊等を保険事故とし（第1条）、保険会社との契約で地震保険契約が成立すること（第2条）、損害保険契約に付帯して地震保険契約ができること（第3条）、必要がある場合には地震保険への加入を政府が強制できること（第4条）、保険会社が地震保険により損失を受けた時は政府が補償し、保険会社が利益を得た時は政府に利益を納付させること（第16条）などを定めていた。なお、保険金額は、1戸又は1世帯につき5万円を限度とし、1回の保険事故が30円未満の場合は免責とされていた（戦時特殊損害保険法第7条、戦時特殊損害保険法施行規則（昭和19年大蔵省令第52号）第8条、第26条）。

⁷ 損害保険料率算出機構「日本の地震保険 2022年10月版」31頁

が廃止された理由は、終戦後の実情や財政状況等を考慮したためとされる⁸。

昭和39年6月の新潟地震を契機として地震保険制度の確立に向けた気運が高まった⁹。昭和40年4月、保険審議会は、「地震保険制度に関する答申」において、通常の企業ベースを超える長い期間を基として収支を考え得る国がこれに関与し、かつ、いわゆる逆選択を防止する措置を講じ、また、一地震による損害の過大な集積を避ける等の方途を講ずることにより、保険制度に組み入れることも必ずしも不可能ではないとの考え方を示した。その後、国会での審議を経て、昭和41年5月、地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）（以下「地震保険法」という。）、地震再保険特別会計法（昭和41年法律第74号）¹⁰がそれぞれ成立し、同年6月、地震保険制度が発足した。

（２）地震保険の主な内容

地震保険は、居住のために用いられる建物（専用住宅・併用住宅）と生活用動産（家財）を対象とし、店舗、事務所、工場などの事業用物件は対象外である。地震等による事業用物件の補償は、企業向けの火災保険に付帯する地震危険補償特約での対応となる。

地震災害の性格上、独立の保険として成り立ち難く、多くの加入者を求める必要があるため、地震保険は火災保険に付帯して販売されている。制度発足当初、地震保険は、火災保険への自動付帯とされていたが、地震保険法の昭和55年改正時に、火災保険への地震保険の付帯を保険契約者が選択できるよう、原則自動付帯に改められた。

保険料率は、収支の償う範囲内においてできる限り低いものでなければならないとされ（地震保険法第5条）、損害保険会社の利潤を上乗せすることはできない。また、経費率についても従来の料率算定の考え方にとられることなく極力これを圧縮し、できる限り低いものにすることが望まれるとされる¹¹。保険料率は、損害保険料率算出団体に関する法律（昭和23年法律第193号）に基づき、損害保険料率算出機構が算出しており、将来の保険金の支払いに充てられる「純保険料率」と保険会社の経費等に充てられる「付加保険料率」から構成されている。損害保険料率算出機構が算出した保険料率は、基準料率と呼ばれており、損害保険各社で保険料の算出に用いられている。

被災した際に受け取る保険金額については、①地震によって損害を受けた物の復旧に相当程度寄与するものでなければ社会的意味が少ないこと、②他方、保険会社の負担力には限界があること、③契約者に過大な保険料負担を強いることは適当でないこと、④非常に多額の個人資産についてまで国の関与する保険によって救済する必要はないこと、⑤なるべく一災害による損害の集積を避ける必要があることから、契約物件ごとの付保金額に制限を設けることが必要であるとされた¹²。（図表1参照）

⁸ 第89回帝国議会貴族院本会議録第8号70頁（昭20.12.11）

⁹ 例えば、「保険業法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」の中で、地震保険制度の確立を求めることが盛り込まれた（第46回国会衆議院大蔵委員会議録第55号10頁（昭39.6.19））。

¹⁰ 平成19年3月に特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）が制定されたことに伴い、地震再保険特別会計に関する規定は同法に移され、地震再保険特別会計法は廃止された。

¹¹ 保険審議会「地震保険制度に関する答申」（昭40.4.23）（損害保険料率算出機構「日本の地震保険 2022年10月版」163頁以下に掲載、以下同じ）

¹² 保険審議会「地震保険制度に関する答申」（昭40.4.23）

図表 1 地震保険の概要

対象危険	地震・噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失による損害（地震等を原因とする地盤液状化による傾斜、沈下による損害を含む） （注）72時間以内に生じた2以上の地震等は、一括して1回の地震等とみなす（被災地域が全く重複しない場合は除く）
対象物件	住宅（店舗と併用のものを含む）、家財（1個30万円を超える貴石等の贅沢品を除く）
契約方法	火災保険契約に付帯（地震保険単独は不可） （注）火災保険契約に原則自動付帯（選択により地震保険を外すことも可）
保険金額	火災保険金額の30%～50%（限度額：住宅5,000万円、家財1,000万円）
損害査定区分	○全損（建物→主要構造部損害割合50%以上）：保険金額の全額 ○大半損（同40%以上50%未満）：同60% ○小半損（同20%以上40%未満）：同30% ○一部損（同3%以上20%未満）：同5%
加入制限	大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発せられたときは、地震防災対策強化地域内にある住宅、家財に対する地震保険契約の締結不可
保険料	○保険料率は、収支の償う範囲内においてできる限り低いものでなければならない（＝利潤を含まない→ノーロス・ノープロフィットの原則） ○保険料率は、危険度に応じて、地域別（都道府県）・構造別（主に木造・主に非木造）に設定耐震性能に応じた割引あり

（出所）日本地震再保険株式会社「日本地震再保険の現状2024」より作成

（3）政府による再保険

地震保険は、独立採算制の下、政府の信用により、一時的な資金不足に対しても、民間の採算ベースよりも超長期での収支相償を図るとともに、極力経費を圧縮することにより、できる限り低い保険料で巨大地震にも対応しうる保険を提供できるよう、保険会社が負う地震保険責任を政府が再保険¹³している（地震保険法第3条）。地震保険への国の関与は、公的支援を意味するものではなく、時間的リスク分散を国の信用力を利用して行おうとするものとされる¹⁴。なお、再保険する保険会社として、日本地震再保険株式会社が地震保険発足と同じ昭和41年に設立されている。（図表2参照）

1回の地震等¹⁵により政府が支払うべき再保険金の総額は、毎年度、国会の議決を経た金額の範囲内で定められる。政府責任額と民間保険責任額を合計した総支払限度額は、12兆円であり（図表3参照）、大正関東地震¹⁶（図表11参照）規模の地震が再来した場合でも保険金の全額支払いに支障が生じない水準に設定されている¹⁷。支払保険金の総額が総支払限度額を超える場合は保険金を削減できることとされている（地震保険法第4条）¹⁸。

¹³ 再保険とは、保険会社が保険利用者と結ぶ保険契約に基づく保険金支払責任の全て又は一部分を別の保険会社に転嫁することをいう。保険経営に不可欠な大数の法則が働くためには同質の危険を数多く集める必要があり、危険の平均化を十分に行うことを目的としている。

¹⁴ 高橋康文『地震保険制度』（金融財政事情研究会、平成24年）23頁

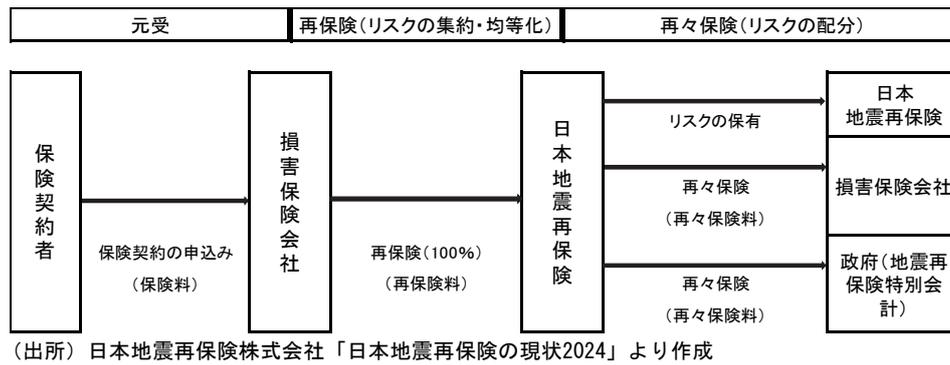
¹⁵ 72時間以内に生じた2以上の地震等は、一括して1回の地震等とみなす。ただし、被災地域が全く重複しない場合は、この限りでないとして（地震保険法第3条第3項）。例えば、平成28年熊本地震は、最大震度7の地震が4月14日21:26と28時間後の16日1:25に発生しているが、同項に従い1回の地震とされている。

¹⁶ 大正関東地震、平成7年兵庫県南部地震、平成23年東北地方太平洋沖地震は地震名であり、関東大震災、阪神・淡路大震災、東日本大震災は災害名であるが、本稿では一部を除き地震名としている。

¹⁷ 保険審議会「地震保険制度に関する答申」（昭40.4.23）

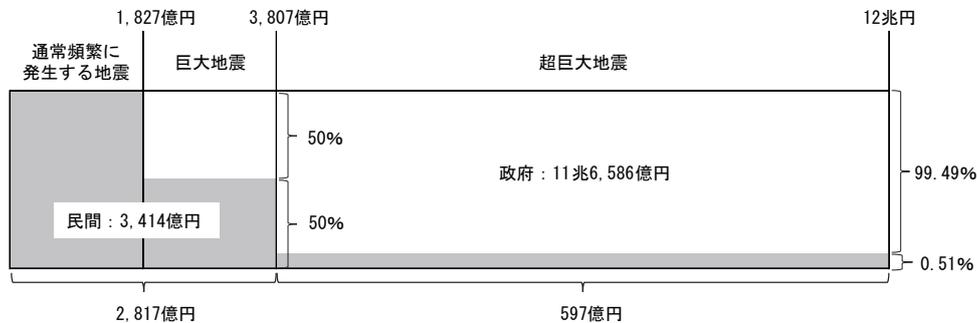
¹⁸ 保険金の削減は、1回の地震等につき、保険金の総額に対する保険会社等のすべてが負担することとなる金額と政府の負担限度額との合計額の割合を各契約の保険金額に乗じて得た金額を支払保険金とすることとされている（地震保険に関する法律施行令（昭和41年政令第164号）第4条）。

図表2 地震保険の再保険の流れ



総支払限度額の枠内で、政府、民間それぞれの責任負担の方法と限度額が取り決められている。一事故による損害額が一定限度を超過した場合、その超過損害額をある限度を定めて填補する超過損害額再保険方式が採用されている。民間保険会社が行う損害査定や保険金支払いに規律を働かせるため、一定程度の保険責任を負わせる一方、巨大地震発生時に金融市場における連鎖的な信用危機を惹起するリスクに配慮する必要性から¹⁹、民間保険会社にも全範囲で責任を持たせつつ、支払保険金額の段階に応じた責任額の水準が定められている（図表3参照）。制度発足以降、総支払限度額は拡大してきたが、官民の責任割合は被害地震の発生状況などに応じて変化している。

図表3 官民保険責任額の構造（令和6年4月1日以降）



政府、民間保険会社ともに、将来の大規模地震の発生に備えて準備金の積立てが求められている²⁰。準備金の額は、政府の責任準備金が2兆961億円、民間の危険準備金が4,421億円の合計2兆5,382億円（令和5年度末）である²¹。地震保険制度の実施に当たり、その経理の状況を明確にするため、地震再保険特別会計が設置されている²²。

¹⁹ 「地震保険制度に関するプロジェクトチーム報告書」（平24.11）

²⁰ 特別会計に関する法律第33条、地震保険に関する法律施行規則（昭和41年大蔵省令第35号）第7条

²¹ 日本地震再保険株式会社「日本地震再保険の現状2024」（令6.7）41頁。民間の危険準備金には税効果会計による繰延税金資産相当額を含む。なお、同相当額を除いた民間の危険準備金は4,394億円、政府の責任準備金は2兆961億円の合計2兆5,355億円となる（財務省資料）。

²² 地震再保険特別会計の歳入歳出の決算上の剰余金は、積立金として積み立てるものとされている（特別会計に関する法律第34条）。一方で、責任準備金は損益計算書（＝発生主義）における利益の累計額をいい、積立

3. 火災保険における水災補償

我が国では、最近20年間で85.6万棟の家屋が水害により被災しており、年平均4.3万棟に上る²³。風災、雪災・ひょう災、水災などの自然災害により、建物や家財に、保険価額の30%以上の損害、床上浸水又は地盤面より45cmを超える浸水により損害が生じた場合、火災保険（水災補償を外している場合は除く。）から保険金が支払われる²⁴。水災補償には政府による再保険はない。

風水害には地震保険に当たる保険制度はない。その理由として、①我が国の場合、毎年のように風水害による被害が発生し、しかも被害発生地域に相当の偏りがあること、②一旦被害が発生すると、その規模は広範にわたり、損害額も巨額に達すること、③危険度の高い物件だけが保険に入ってくる逆選択の可能性が極めて高いこととしている。一方、昭和34年9月の伊勢湾台風を契機として、損害保険業界で当時検討中であった住宅総合保険に、風水害の場合にも一定の条件で保険金を支払う仕組み（現在の水災補償）を導入することとされ、昭和36年1月から販売されている²⁵。

4. 被災者生活再建支援制度

被災者の住宅再建は自助努力、公的支援、義援金により行われてきている。平成7年兵庫県南部地震では、地震保険の世帯加入率が低く²⁶、また、多額の義援金が寄せられたが被災者数が多かったため、被災者は十分な住宅再建資金が得られなかった。そのため、住宅再建は進まず、生活再建や地域社会の復興の遅延に至ったとされる。

平成10年5月、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）が制定され、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者を支援する被災者生活再建支援制度が創設された。

都道府県は、被災世帯の世帯主の申請に基づき、全都道府県が拠出した基金から被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給を行い、国は支給額の2分の1²⁷を補助することとされている²⁸。なお、支援金は、災害による財産の損失を補填するものではなく、見舞金的な性格として被災者を側面的に支援するものとされている²⁹。

金は歳入歳出差額（＝現金主義）の累計額をいう。責任準備金の額＝現金・預金（＝積立金の額）＋未収保険料の関係にある（財務省主計局「令和5年版特別会計ガイドブック」43頁）。

²³ 国土交通省「令和4年水害統計調査」平成15年～令和4年。なお、令和5年は31,401棟（暫定値）。

²⁴ 一般社団法人日本損害保険協会「水災害リスクに対する損害保険について」（令2.4.17水災害対策とまちづくりの連携のあり方検討会資料）

²⁵ 第80回国会衆議院災害対策特別委員会災害対策の基本問題に関する小委員会議録第2号1～2頁（昭52.4.21）

²⁶ 加えて、家財の補償内容や加入限度額が低く生活再建補助として不十分であるとして、発災後、保険契約者から家財の損害認定の方法の改善、保険金額の引上げ、家財（半損）の補償割合の引上げなどの要望がなされた。平成8年1月、家財の被害認定基準などの見直し（家財単独での認定）、補償内容の改善（家財（半損）保険金額の10%→同50%）、加入限度額の引上げ（建物1,000万円、家財500万円→同5,000万円、同1,000万円）などが行われた（損害保険料率算出機構「日本の地震保険 2022年10月版」46～47頁）。

²⁷ 東北地方太平洋沖地震による支給分は5分の4（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第5条の2）

²⁸ 被災者生活再建支援法第3条、第9条、第18条

²⁹ 第213回国会参議院予算委員会会議録第14号18頁（令6.3.26）。なお、住宅の損害割合が10%以上30%未満の準半壊、半壊世帯は、支援金の支給対象とならないが、災害救助法適用災害の場合、同法による住宅の応急修理の対象となる（災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第6号参照）。

支援金は、建物の被害程度に応じた基礎支援金と再建方法に応じた加算支援金からなり、合計300万円が上限である（図表4参照）。地震保険や水災補償の保険金が再建方法を問わないのに対し、支援金は持ち家の建設・購入への比重が大きい。

図表4 被災者生活再建支援制度の概要

対象自然災害	①災害救助法の適用基準（災害救助法施行令第1条第1項）のうち1号又は2号を満たす自然災害が発生した市町村（「滅失1世帯」＝全壊1世帯＝半壊2世帯＝床上浸水3世帯） ②自然災害により全壊10世帯以上の被害が発生した市町村 ③自然災害により全壊100世帯以上の被害が発生した都道府県 ④①又は②の被害が発生した都道府県内の他の市町村で、全壊5世帯以上の被害が発生したもの（人口10万未満のものに限る） ⑤③又は④の都道府県に隣接する都道府県内の市町村で、①、②、③のいずれかに隣接し、全壊5世帯以上の被害が発生したもの（人口10万未満のものに限る） ⑥①～③の都道府県（※）が2以上ある場合に、全壊5世帯以上の被害が発生した市町村（人口5万以上10万未満のものに限る） 全壊2世帯以上の被害が発生した市町村（人口5万未満のものに限る） （※）①、②の都道府県は、市町村を含む都道府県を指す
対象被災世帯	①住宅が「全壊」した世帯（損害割合50%以上） ②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）（損害割合40%台） ⑤住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）（損害割合30%台）
支給額	上記、対象被災世帯のうち、 ①～③基礎支援金100万円と加算支援金（建設・購入200万円、補修100万円、賃借（公営住宅を除く）50万円） ④基礎支援金50万円と加算支援金（建設・購入200万円、補修100万円、賃借（公営住宅を除く）50万円） ⑤加算支援金（建設・購入100万円、補修50万円、賃借（公営住宅を除く）25万円） （注）世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の4分の3の金額
支給申請	（申請窓口）市町村 （申請時の添付書面）基礎支援金：罹災証明書、住民票等 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等 （申請期間）基礎支援金：災害発生日から13か月以内 加算支援金：災害発生日から37か月以内 （注）基礎支援金と加算支援金を同時に申請する必要はなく、最初に基礎支援金の申請を行い、住宅の再建方法が決まってから加算支援金の申請をすることができる。

（出所）内閣府「被災者生活再建支援制度の概要」より作成

5. 主な課題

（1）地震保険をめぐる課題

ア 保険加入を促進するための取組

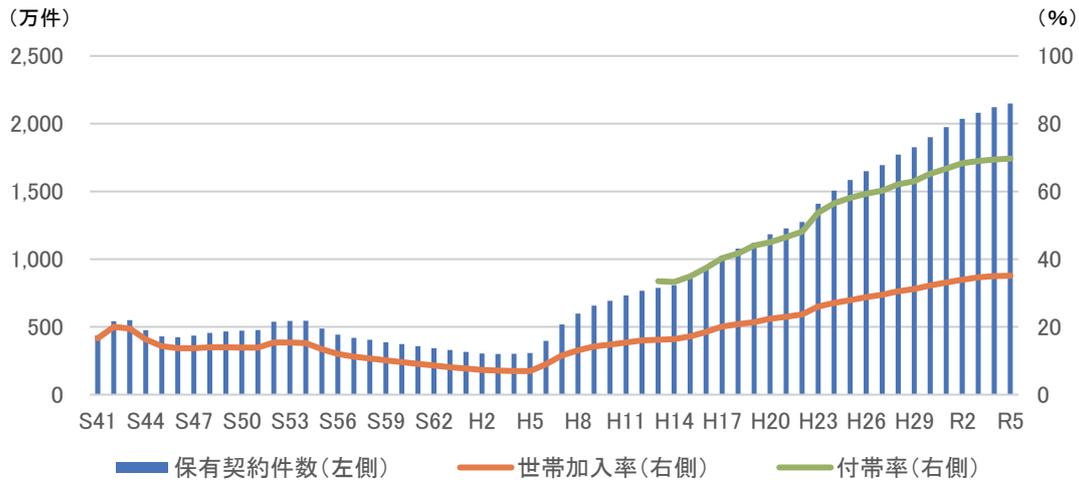
地震保険は、令和5年度末時点で、保有契約件数が2,148.5万件、火災保険に付帯している地震保険の割合（付帯率）が69.7%に上るが、全世帯のうち地震保険を契約している世帯の割合（世帯加入率）で見ると35.1%にすぎない。世帯加入率は、制度発足以降、低迷し続け、兵庫県南部地震、平成23年東北地方太平洋沖地震などの甚大な被害を及ぼす地震の発生に加えて、負担軽減策や販売促進策も相まって、増加傾向にあるものの、低水準にある（図表5参照）。

地震保険に加入しない理由として、「保険料が高くなると思うから」、「自宅建物や家財を修復・再建する十分な補償が得られないと思うから」、「付帯して加入するまでの価値が自宅建物や家財にはないと思うから」、「自宅周辺で地震が起きても自宅建物や家財は被害を受けないと思うから」などとしている³⁰。また、加入者、非加入者のいずれも半数以上が地震保険料を高いと感じているとされ、その理由として、「最高で住居建物の再築に必要な額の50%までしか補償されない割に高い」、「保険金額の割に高い」、「滅多に発生しない地震による被害のみを補償するものとしては高い」などとしている³¹。

³⁰ 内閣府「防災に関する世論調査（令和4年9月調査）」参照

³¹ 損害保険料率算出機構「消費者の地震危険意識と住居建物属性の調査（2019年調査）」参照

図表5 地震保険保有契約件数、世帯加入率、付帯率



(注) 世帯加入率について、平成25年以降は、当該年末の地震保険保有契約件数を翌年1月1日時点の住民基本台帳に基づく世帯数で除した数値、平成24年度以前は、当該年度末の地震保険保有契約件数を当該年度末時点の住民基本台帳に基づく世帯数で除した数値
 (出所) 損害保険料率算出機構「グラフで見る！地震保険統計速報」より作成
 <<https://www.giroj.or.jp/databank/earthquake.html>>

保険料の負担軽減策として、「建築年割引」、「耐震等級割引」、「免震建築物割引」、「耐震診断割引」があり、建築年又は耐震性能により、居住用建物及びこれに收容される家財に対し保険料の10%～50%の割引が適用（重複不可）される。また、地震災害による損失への備えに対する自助努力を支援するため、所得税が最高50,000円、住民税が最高25,000円を総所得金額等から控除できる地震保険料控除制度がある。

我が国は地震大国と言われるが、個人で見ると、大規模地震に遭遇し被害を受ける可能性は低い。そのため、地震危険度が高いと感じる住民だけが保険に加入する、地域的、時間的な逆選択が行われる可能性が非常に大きく、リスクが集中するおそれがある³²。保険料の水準は、戦前に一時期運営された地震保険でもできるだけ低廉なものとする考え方が示されていたように³³、加入を促進する上で避けられない課題である。一方で、加入者の増加を促すため、保険料負担を大幅に軽減させた場合、保険の機能に影響を及ぼすことも懸念される。

世帯加入率を上昇させる方法として地震保険への強制加入もあるが、過去の国会の決議で否定されたことに加え³⁴、個人の選択の自由等の観点から問題がある³⁵。また、強制加入とした場合、予想最大損害額が一挙に増大し政府、民間損害保険会社の責任準備金では到底対応できなくなることが予想されること、契約者に地震保険の保険料負担を強制することに対し国民のコンセンサスが得られるのかどうか、保険料負担の関係から、火災保険自体の加入を断念せざるを得なくなる場合が生じる可能性もあるなどの課題が

³² 損害保険料率算出機構「日本の地震保険 2022年10月版」26頁

³³ 第84回帝国議会貴族院本会議録第7号111頁（昭19.1.29）

³⁴ 第91回国会衆議院大蔵委員会議録第29号6頁（昭55.5.9）、第91回国会参議院大蔵委員会会議録第17号11～12頁（昭55.5.13）。いずれも地震保険に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議参照

³⁵ 第213回国会衆議院災害対策特別委員会議録第5号13頁（令6.4.25）

ある³⁶。なお、地方公共団体の中には、地震保険や火災保険（水災補償）の保険料への補助を行い、加入を支援しているところもある³⁷。

加入を促す上で、地震保険の保険金額水準に影響する火災保険金額に対する付保割合の問題もある。付保割合は制度発足当初30%であったが昭和55年に現在の30～50%に改められた。その更なる拡大には、保険料負担に加え、民間保険会社の担保力や国の財政力の限界などの課題がある。一方で、一部の損害保険会社では、火災保険の特約として、地震保険に上乘せして火災保険金額と同額の補償が得られる商品、また、少額短期保険会社では、火災保険に加入しなくても単独で地震による損害を補償する商品がある。いずれも地震保険法は適用されないが、財産状況などに応じた商品選択を可能とするものであり、地震への備えに対する取組を促す観点からの役割が期待される。

イ 加入制限の取扱い

巨大地震発生後の駆け込み加入などリスク増大時の契約急増は、保険収支の均衡を損ない、長く保険料を払ってきた加入者との公平性の問題を引き起こしかねない。そのため、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）³⁸に基づく警戒宣言が発せられた時から警戒解除宣言が発せられた日まで、地震防災対策強化地域内にある住宅、家財に対する地震保険契約を締結することができない（地震保険法第4条の2）。ただし、警戒宣言発令前に締結されていた地震保険契約の期間満了に伴い、引き続き、従前と同一内容かつ保険金額を超えない契約は有効としている（地震保険に関する法律施行令第5条）。

現在、地震防災対策強化地域は東海地震に係る地域（1都7県157市町村）³⁹のみ指定されており、気象庁は異常の発生状況に応じて「東海地震に関連する情報」を発表するとしていた。東北地方太平洋沖地震を契機として、南海トラフ⁴⁰の巨大地震対策が検討される中、地震の発生時期や場所・規模を確度高く予測することは困難としつつも、地震発生予測に関する科学的知見を防災対応に活かす視点から、南海トラフ沿いの観測データの分析・評価結果について適時的確な情報の発表が重要とされた⁴¹。

気象庁は、平成29年11月以降、「東海地震に関連する情報」に代えて、南海トラフ全域を対象とした「南海トラフ地震に関連する情報」を発表し、令和元年5月、南海トラフ

³⁶ 第154回国会衆議院災害対策特別委員会議録第9号8頁（平14.7.18）

³⁷ 例えば、神奈川県横須賀市や三浦市では、提携金融機関等の住宅融資を利用して、市内に居住する住宅の新築、購入等をした際に地震保険料を最大10年間補助する取組がある。また、宮城県では、新規加入者を対象に水災補償付き火災保険、地震保険等の保険料の一部を補助する取組がある。

³⁸ 大規模な地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策強化地域の指定、地震観測体制の整備その他地震防災体制の整備に関する事項及び地震防災応急対策その他地震防災に関する事項について特別の措置を定めており、昭和53年6月に制定された。

³⁹ 駿河湾から静岡県の内陸部を想定震源域とするマグニチュード8クラスの大規模地震で、震源域の固着した領域の一部が地震発生前にゆっくりとすべり始める「前兆すべり」を捉えることで確度高く地震の発生を予測することができると考えられてきた。

⁴⁰ 駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域

⁴¹ 南海トラフ沿いの大規模地震の予測可能性に関する調査部会「南海トラフ沿いの大規模地震の予測可能性について」（平29.8）、中央防災会議防災対策実行会議南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方について（報告）」（平29.9）参照

地震防災対策推進基本計画に南海トラフ地震に関連する情報の発表が位置付けられたことを踏まえ、南海トラフ地震に関連する情報を「南海トラフ地震臨時情報」と「南海トラフ地震関連解説情報」として発表するとしている。また、令和4年12月以降、北海道の根室沖から東北地方の三陸沖及びその周辺での巨大地震に関連する情報を「北海道・三陸沖後発地震注意情報」として発表するとしている。

地震保険の加入制限範囲について、臨時情報等の発表時の取扱いが課題となる。しかし、加入制限の適用範囲の拡大は、消費者にとって明らかな制度後退と受けとめられる懸念があること、地震国日本における安心の拠り所を提供するという制度本来の趣旨からすれば、加入制限の適用範囲は地震予知にある程度の確度が認められる場合など極めて限定的なものとするべきであり、適用範囲の拡大には慎重に対応すべきであるとしている⁴²。また、警戒宣言と臨時情報との間で、法令の位置付け、情報の確度、防災対応の面で異なる取扱いがなされており、特に防災対応の面で前者が社会活動を止めてでも対応するとしているのに対し、後者は可能な限り、国民生活、社会活動については維持をしつつ備えるとしているとされることもあり、加入制限の適用範囲を臨時情報に拡大することは慎重に考えるべきであるとしている⁴³。

令和6年8月、日向灘を震源とする地震が発生し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表され、南海トラフ地震の想定震源域に位置する地震防災対策推進地域（1都2府26県707市町村）を対象に1週間（168時間）、注意措置が実施された。今回の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表を貴重な機会として、地震保険に対する人々の理解を深め、加入の促進につなげていくことが期待される。

（2）水災補償をめぐる課題

長年、治水、砂防事業等により水災被害が軽減されてきたが、近年、自然災害の激甚化・頻発化に伴い、保険金支払額が増加するとともに、自然災害の占める割合が高くなってきている。特に、平成30年には西日本を中心とした風水害、令和元年には台風第15号、台風第19号などにより甚大な被害が続発した。住宅の火災保険金支払額は、平成30年度が8,107億円、令和元年度が6,206億円となり、うち自然災害によるものがそれぞれ7,079億円、5,070億円など8割以上を占める（図表6、図表7参照）。火災保険の収支は大幅な赤字が常態化しているとされ⁴⁴、平成30年、令和元年、令和3年、令和5年と火災保険の参考純率⁴⁵の引上げ改定が続いており、保険料負担の急速な増大が課題となる。また、巨大災害リスクに備える異常危険準備金（火災・風水害）残高が1,655億円（令和5年度末）と正味収入保険料の12.2%まで低下し、枯渇状態にあるとされ、早期改善が求められている⁴⁶。

⁴² 「地震保険制度に関するプロジェクトチーム報告書」（平24.11）

⁴³ 「地震保険制度等研究会における議論のとりまとめ（令和2事務年度）」（令3.6）

⁴⁴ 一般社団法人日本損害保険協会「令和7年度税制改正に関する要望」（令6.7）

⁴⁵ 損害保険料率算出団体である損害保険料率算出機構が算出する純保険料率（保険料のうち保険金の支払いに充てられる部分の料率）をいい、損害保険料率算出団体の会員損害保険会社は、自社の保険料率を算出する際の基礎として、参考純率を使用することができる（損害保険料率算出団体に関する法律第9条、第9条の2参照）。

⁴⁶ 租税特別措置等に係る政策の事前評価書「火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実」（金融庁、令和6

水災補償付帯率は、平成25年度の76.9%から令和4年度は64.1%へと減少している⁴⁷。水害補償を付帯しない理由として、「自宅周辺では水害が起こらないと思うから」、「保険料が高くなると思うから」、「自宅周辺で水害が起きても自宅建物や家財は被害を受けないと思うから」、「自宅建物や家財を修復・再建する十分な補償が得られないと思うから」などとしている⁴⁸。付帯率の低下により更なる保険料の引上げにつながりかねない。

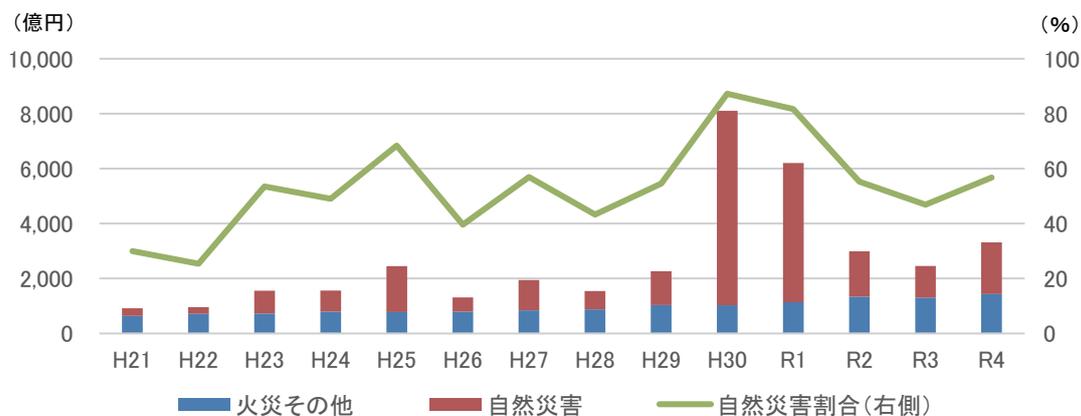
地域間の水災リスクを反映する一方、保険契約者間の水災リスクの違いによる保険料負担の公平化を図るため、全国一律であった水災保険料率を市町村別に細分化した上で、災害リスクに応じて最低値と最高値で最大1.2倍の範囲内で保険料の格差（5区分）を付けることとされ、令和5年6月から実施されている。あわせて、付帯率向上につながるよう、水災補償について理解を深めていく取組が求められる。

図表6 風水災等支払額（上位10位）

	支払保険金(億円)
平成30年台風第21号	9,363
平成3年台風第19号	5,225
令和元年台風第19号	5,181
令和元年台風第15号	4,398
平成16年台風第18号	3,564
平成26年2月雪害	2,984
平成30年台風第24号	2,946
平成11年台風第18号	2,847
平成30年7月豪雨	1,673
平成27年台風第15号	1,561

(注1) 上記金額は火災・新種のもの
(注2) 令和6年3月末現在、単位未満四捨五入
(出所) 一般社団法人日本損害保険協会「過去の主な風水災等による保険金の支払い」より作成

図表7 補償危険別の火災保険金支払額の推移（住宅）（年度別）



(出所) 損害保険料率算出機構「火災保険・地震保険の概況」(各年度版)より作成

(3) 損害保険と被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援法によって税負担による地震保険への全員加入が実現されたと理解することもできるとの見方もある⁴⁹。この考え方に従えば、支援金の支給対象は自然災害全般のため、災害保険に我が国の全世帯が加入していることになり、地震保険や水災補償は

年度実施分)。金融庁は令和7年度税制改正要望で、「火災・風水害」区分の無税積立率の引上げ、令和6年度末が期限である「火災・風水害」などの区分に係る無税積立率の割増措置の延長などを求めている。

⁴⁷ 損害保険料率算出機構「火災保険 都道府県別 水災補償付帯率」

⁴⁸ 内閣府「防災に関する世論調査（令和4年9月調査）」参照

⁴⁹ 高橋康文『地震保険制度』（金融財政事情研究会、平成24年）213頁

支援金の上乗せ部分として機能する役割を果たしているとも言える。しかし、持ち家の再建には十分な水準と言えず、更なる自助努力が求められることとなる。

以前から、支援金の支給上限額の引上げを求める意見がある⁵⁰。その一方で、公的支援制度が保険加入率の低下につながる例もあるとされることから、保険・共済の加入促進を一層進めるとともに、普及状況を踏まえて、被災者生活再建支援制度など公的支援制度との適切な連携・役割分担も必要との指摘もなされている⁵¹。

支援金は、対象自然災害のどの条件も満たさない場合、自ら被災していても支給されない。被災者生活再建支援法適用対象外の災害については、42都道府県で独自支援制度を設けており、そのうち、恒久的制度として最大300万円を支給する制度があるのは31都府県である⁵²。支援金の支給には、災害の規模や地域の格差があり、公平性の面で課題が残る。

全国知事会は、短期間で複数回被災した世帯の負担軽減策を検討し、被災者支援に当たっては、別枠での支援の検討を求めている⁵³。今後も、能登地方のように短期間で複数の災害に被災する可能性はあり、被災者の生活再建を支える観点から課題となる。

（４）被災者の生活再建を支える財政をめぐる課題

地震による損害は時に甚大なものとなり、東北地方太平洋沖地震、平成28年熊本地震を始め、近年、支援金、保険金が多額に上る災害が散見される（図表8、図表9参照）。

東北地方太平洋沖地震前には1兆円を超えていた民間の危険準備金残高も、比較的被害の大きな地震の頻発もあり、平成30年度には2,336億円まで低下した（図表10参照）。危険準備金残高が減少し続けた場合、近い将来、民間が保険責任を担う領域がほぼなくなり、地震保険は実質的に国営保険となってしまう可能性が指摘された⁵⁴。令和2年度予算から危険準備金残高が、1兆円程度に回復するまでの間、地震保険料の官民負担割合を3：7とすることとされ⁵⁵、令和5年度は4,421億円まで回復している。また、1兆円程度に回復するまでに10年程度が見込まれるとされるが⁵⁶、その間に大規模地震が発生した場合、再び大きく減少することとなる。

一方、毎年度、地震再保険特別会計の歳入歳出の決算上の剰余金は積立金として積み立てられ、政府の責任準備金の原資となる。責任準備金残高は、平成23年度、24年度は大き

⁵⁰ 支援金の支給上限額の引上げについては、国会での議論に加え、請願が提出されてきた。最近では、衆議院に、支援金の上限額600万円、国庫補助率3分の2とすることなどを内容とする被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（第213回国会衆第1号）が提出されたが、第214回国会で衆議院解散に伴い審査未了、廃案となった。能登半島地震では支援金に加え、石川県は能登地域6市町で半壊以上の被災高齢者世帯等に住宅再建支援等のため最大300万円の地域福祉推進支援臨時特例給付金（国庫負担5分の4）を支給している。

⁵¹ 「保険・共済による災害への備えの促進に関する検討会」報告（平29.3.31）

⁵² 内閣府「都道府県独自の被災者生活再建支援制度」（令6.4.1現在）

⁵³ 全国知事会「令和7年度国の施策並びに予算に関する提案・要望（政策要望部分）」（令6.8.2）

⁵⁴ 「地震保険制度等研究会における議論のとりまとめ」（令元.8）

⁵⁵ 地震保険料は、官民保険責任割合に基づき、国と民間に配分されている。官民保険責任割合は、保険数理に基づき、民間の危険準備金残高や地震調査研究推進本部の確率論的地震動予測地図で想定される現時点の契約状況における予想保険金支払額を用いて算出されており、東北地方太平洋沖地震前は官民で約5：5であったが、昨今の規模の大きな地震の頻発に伴い、危険準備金残高が激減したことから、令和元年度予算では官民で約8：2となっていた（「地震保険制度等研究会における議論のとりまとめ」（令元.8）参照）。

⁵⁶ 「地震保険制度等研究会における議論のとりまとめ」（令元.8）

く落ち込んだものの、令和5年度は2兆961億円と東北地方太平洋沖地震の際の政府負担額の3倍以上の水準となるが、政府の保険責任額11兆6,586億円には及ばない。

南海トラフ地震、首都直下地震とも、関東地震や東北地方太平洋沖地震の被害を上回る被害が想定されているが（図表11参照）、予測困難な地震災害の特異性を踏まえて、積立目標額などの水準は設定されていない⁵⁷。地震保険金の想定支払額として、南海トラフ地震が8.1兆円、首都直下地震が6.8兆円見込まれるとの答弁がある⁵⁸。大規模地震の発生により政府の再保険金の支払いが歳出予算及び責任準備金を超えた場合は、地震再保険特別会計において、借入れ又は一般会計からの繰入れにより資金調達を行い、将来の再保険料収入により返済することとされている（特別会計に関する法律第36条、第32条）。地震再保険特別会計は、長期にわたり多額の債務を保有する可能性があり、積立金の更なる充実が望まれることとなる。

一方、南海トラフ地震、首都直下地震について、東京都は令和4年に防災・減災対策を通じて建物・人的被害の減少を見込んだ首都直下地震の被害想定を公表し⁵⁹、また、内閣府は平成25年公表の現被害想定の見直し作業を進めているが、結果によっては、地震保険財政への

図表8 被災者生活再建支援金支給額（上位10位）

	既支給世帯数	支給額(億円)
平成23年東北地方太平洋沖地震	207,030	3,822
平成28年熊本地震	36,984	685
平成30年7月豪雨	10,096	188
令和元年台風第19号	8,773	140
令和6年能登半島地震	9,579	86
平成16年新潟県中越地震	5,207	74
平成19年新潟県中越沖地震	3,033	66
令和2年7月豪雨	4,615	62
令和元年台風第15号	2,714	45
平成27年9月関東東北豪雨	2,033	31
(参考) 制度開始時からの合計	313,451	5,488

(注1) 単位未満四捨五入、令和6年9月30日時点
(注2) 令和元年台風第15号は、別途記載の茨城県、千葉県でのその後の一連の災害と合算した数値
(出所) 内閣府「被災者生活再建支援制度に係る支援金の支給について」より作成

図表9 地震保険金支払額（上位10位）

	支払契約件数	保険金支払額(億円)	
			うち、政府負担額
平成23年東北地方太平洋沖地震	826,335	12,896	5,873
平成28年熊本地震	215,810	3,913	1,380
福島県沖を震源とする地震(令和4年)	333,867	2,742	782
福島県沖を震源とする地震(令和3年)	246,599	2,513	1,308
大阪府北部を震源とする地震(平成30年)	159,831	1,251	183
令和6年能登半島地震	103,439	910	—
平成7年兵庫県南部地震	65,427	783	62
平成30年北海道胆振東部地震	74,272	538	—
宮城県沖を震源とする地震(平成23年)	31,019	324	—
宮城県沖を震源とする地震(令和3年)	23,581	190	—

(注1) 単位未満四捨五入
(注2) 令和6年3月31日現在、能登半島地震のみ5月31日現在
(出所) 日本地震再保険株式会社「日本地震再保険の現状2024」、一般社団法人日本損害保険協会「令和6年能登半島地震に係る地震保険の支払件数・支払保険金等について(2024年5月31日現在)」より作成

⁵⁷ 財務省主計局「令和5年版特別会計ガイドブック」42頁

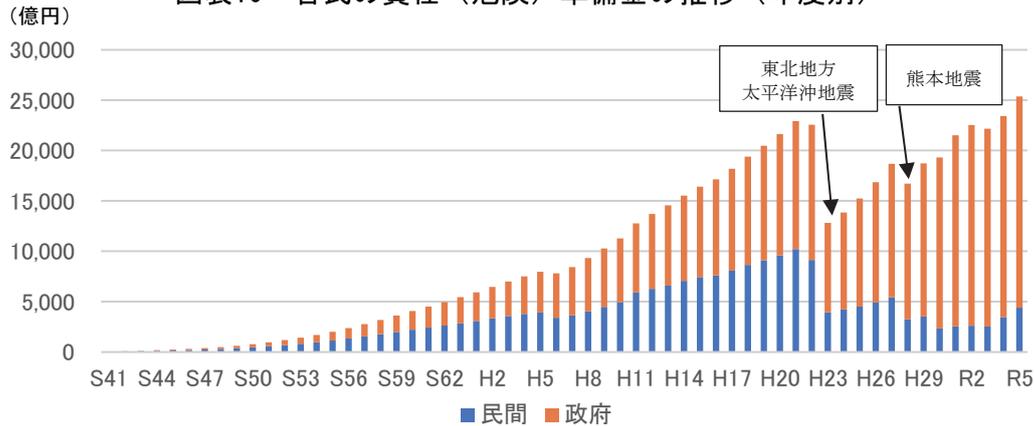
⁵⁸ 第190回国会参議院災害対策特別委員会会議録第3号3頁(平28.3.30)

⁵⁹ 平成24年以降10年間で住宅の耐震化率の向上(81.2%→92.0%)、木造住宅密集地域の縮小(16,000ha→8,600ha)、不燃領域率の拡大(58.4%→64.0%)など防災力が強化され、想定被害規模が最大の都心南部直下地震において、建物被害の減少(30.4万棟→19.4万棟)、死傷者の減少(15.7万人→10.0万人)などが見込まれるとしている(東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」(令4.5.25)等参照)。

影響も考えられる。

地震再保険特別会計の積立金は、財政融資資金にて全額運用されている（財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第5条）。日本地震再保険株式会社は、金融資産を国債、地方債、社債、外国証券、その他の証券に分散して運用している⁶⁰。地震再保険特別会計で保有する積立金も、大規模地震の発生に備えて換金性は確保しつつ、運用益をより稼げるよう運用の多様化を図る仕組みを検討することも考えられるのではないかと。

図表10 官民の責任（危険）準備金の推移（年度別）



（注）平成11年度以降、民間分には、税効果会計による繰延税金資産相当額が含まれている。
（出所）日本地震再保険株式会社「日本地震再保険の現状」2001年度以降の各年度版より作成

図表11 主な地震被害の概要

	大正関東地震	平成7年 兵庫県南部地震	平成23年 東北地方太平洋沖地震	南海トラフ地震	首都直下地震
地震規模	マグニチュード7.9	マグニチュード7.3	モーメントマグニチュード9.0	マグニチュード8～9	マグニチュード7～8
死者・行方不明者	105,385人	6,437人	22,325人	323,000人	23,000人
全壊・全焼	293,387棟	104,906棟	122,050棟	2,386,000棟	610,000棟
経済被害	55億円	9.6兆円	16.9兆円	169.5兆円	47.4兆円
経済被害/GDP	37%	2%	3%	28%	8%
（参考）地震保険 世帯加入率	—	2.9%	岩手13.2%、宮城33.6% 福島14.6%	36.2%	36.2%

（注1）大正関東地震欄のGDPは粗国民生産値
（注2）兵庫県南部地震、東北地方太平洋沖地震の死者・行方不明者は災害関連死を含む
（注3）南海トラフ地震、首都直下地震は被害想定（平成25年公表時）であり、経済被害欄の数値は資産等による影響額、経済被害/GDPは令和5年度の名目GDP596.5兆円から算出
（注4）世帯加入率について、兵庫県南部地震（兵庫県）、東北地方太平洋沖地震は発災当時の数値、南海トラフ地震、首都直下地震は日本地震再保険株式会社の推計値
（出所）「令和5年版防災白書」、中央防災会議災害教訓の継承に関する専門調査会「1923関東大震災報告書—第1編—」（平18.7）、内閣府（防災担当）「東日本大震災における被害額の推計について」（平23.6.24）、中央防災会議「防災基本計画添付資料」（令6.6）、損害保険料率算出機構「グラフで見る！地震保険統計速報」、日本地震再保険株式会社「日本地震再保険の現状2024」、同「1995年1月の阪神・淡路大震災から27年」（令4.1.17）より作成

他方、支援金は、制度発足から令和6年9月までに5,488億円が支給され、そのうち、東

⁶⁰ 日本地震再保険株式会社は、第7次中期経営計画（2024～2026年）の中で「運用資産1兆円に向けた適切なリスクテイクによるリターンの上昇」を目標に掲げている。

北地方太平洋沖地震によるものが7割を占める。南海トラフ地震の場合は、支給額が8.4兆円に上るとされる⁶¹。ところで、南海トラフ地震と首都直下地震の想定震源域では、東南海地震（昭和19年）、南海地震（昭和21年）⁶²や安政東海地震、安政南海地震（1854年、32時間差）、安政江戸地震（1855年）が発生している。また、宝永地震（1707年）では、49日後に富士山が噴火している。過去の経験を踏まえると、非常に大規模な地震の発生後、誘発される別の地震や火山噴火などの災害が発生する可能性がある。

南海トラフ地震や首都直下地震の発生時は、地震保険や支援金について多額の財政支出が生じる可能性があり、状況次第では、財政状況が十分に回復する前に再び多額の財政支出が生じる可能性もある。財務省は、地震保険において総支払限度額を超える被害地震が発生したときには、被害の実態に即し、また、被災者生活再建支援制度の活用など他施策も考慮しつつ、保険制度の枠内にとらわれず幅広い観点から、財源の確保も含め、適時適切に政策判断が行われるものと考えているとしている⁶³。

非常に大規模な地震の発生時は、被災者支援に加えて、インフラ復旧など多額の財政支出が長期にわたり生じることが見込まれる。また、図表11の被害額に経済活動への影響を加えると南海トラフ地震が214.2兆円、首都直下地震が95.3兆円に上るとされる。長期的には税収が大幅に縮小するとの指摘もなされており⁶⁴、平時から国債に対する市場の信認の確保がより重要となる。

6. おわりに

能登半島地震において、途中段階だが、地震保険金910億円、支援金86億円が被災者の手元に届いている。自助としての地震保険、水災補償や公助としての被災者生活再建支援制度は、性格を異にするが、生活を再建し、生活を安定させていくための必要な資金という点で共通している。過去の災害では、保険・共済金の受取額の大きい世帯ほど住宅の修理を完了するなどの生活再建が進んでいるとされ⁶⁵、事前の取組の一つとして、保険・共済への加入の重要性を示したものと言える。

非常に大規模な地震などの発生状況によっては厳しい事態も予想されるが、災害発生時の生活再建を支える制度として人々の期待に応え続けられるよう、損害保険会社において保険商品としての魅力を高めていくとともに、政府において持続可能な仕組みとして機能を維持していく取組の推進が望まれる。

（むらた かずひこ）

⁶¹ 「保険・共済による災害への備えの促進に関する検討会」報告（平29.3.31）

⁶² 加えて、鳥取地震（昭和18年）、三河地震（昭和20年）、福井地震（昭和23年）など、昭和20年前後は、死者・行方不明者が1,000人を超え、甚大な住家被害をもたらした大規模地震が集中している。

⁶³ 財務省ウェブサイト「地震保険制度の概要」〈https://www.mof.go.jp/policy/financial_system/earthquake_insurance/jisin.htm〉

⁶⁴ 発災後20年間で、南海トラフ地震では131兆円、首都直下地震では77兆円、国・地方の総税収が縮小する一方、巨大災害対策の実施により、それぞれ54兆円、26兆円分の縮小回避効果が生じている（土木学会平成29年度会長特別委員会レジリエンス確保に関する技術検討委員会「「国難」をもたらす巨大災害対策についての技術検討報告書」（平30.6））。

⁶⁵ 「被災者生活再建支援制度の在り方に関する実務者会議」検討結果報告（令2.7）